

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	健康増進に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

狭山市は、健康増進に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

埼玉県狭山市長

公表日

令和8年1月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進に関する事務
②事務の概要	<p>・事務全体の概要 健康増進法に基づく健康増進事業として、市民の健康増進の向上を目的とした各種がん検診等を実施する。</p> <p>・特定個人情報ファイルを仕様する事務の内容 健康増進事業の対象者把握・検診結果管理</p> <p>番号法別表第二に基づいて、狭山市は健康増進法による健康増進に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、特定個人情報について情報連携に必要な情報を副本として登録し、中間サーバへ登録する。</p>
③システムの名称	健康管理システム、宛名システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
検診業務対象者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表 第111項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 主務省令第2条の表 第139項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康推進部 保健センター
②所属長の役職名	所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	狭山市 総務部 総務課 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 電話:04-2953-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	狭山市 保健センター 〒350-1304 埼玉県狭山市狭山台3丁目24番 電話:04-2959-5811
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月15日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月15日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーとの紐づけには人手を介在させる作業はない。特定個人情報の取り扱いについては、分かりやすいマニュアルの策定・通知発行前のダブルチェック等により人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	狭山市情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月25日	I 関連情報 3. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	保健センター所長 栗原 雅美	保健センター所長 關根 浩由	事後	平成28年4月1日付け人事異動に伴うもの
平成29年1月25日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点	平成29年1月1日 時点	事後	
平成29年1月25日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点	平成29年1月1日 時点	事後	
平成29年5月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	平成29年4月17日 時点	事後	
平成29年5月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年5月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年5月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年5月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年5月1日	IVリスク対策		様式変更に伴う項目追加	事後	
令和2年4月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月30日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年8月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	所長 關根 浩由	所長	事後	
令和3年8月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年8月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・事務全体の概要 健康増進法に基づく健康増進事業として、市民の健康増進の向上を目的とした各種がん検診等を実施する。 ・特定個人情報ファイルを仕様する事務の内容 健康増進事業の対象者把握・検診結果管理	(追加) 番号法別表第二に基づいて、狭山市は健康増進法による健康増進に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、特定個人情報について情報連携に必要な情報を副本として登録し、中間サーバーへ登録する。	事前	
令和4年3月8日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、宛名システム	(追加) 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ	事前	
令和4年3月8日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年2月1日時点	事後	
令和4年3月8日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年2月1日時点	事後	
令和4年3月8日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(接続)	[]接続しない(入手) []接続しない(接続)	事前	
令和4年3月8日	目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	該当なし	2)十分である	事前	
令和4年3月8日	不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	該当なし	2)十分である	事前	
令和4年7月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	長寿健康部 保健センター	健康推進部 保健センター	事後	
令和4年7月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年2月1日時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年7月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年2月1日時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年8月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年8月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年11月15日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年11月1日時点	事後	
令和6年11月15日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年11月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月15日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		様式変更に伴う項目追加	事後	
令和6年11月15日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		様式変更に伴う項目追加	事後	
令和8年1月15日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年11月1日時点	令和8年1月15日時点	事後	
令和8年1月15日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年11月1日時点	令和8年1月15日時点	事後	